

障がい者差別解消に関する市町及び県関係相談窓口への相談件数一覧（令和6年度）

市町名	行政機関等						事業者						雇 用		その他 (意見・苦情・生活上の悩みに 関する相談など)		計	
	不当な差別的取扱		合理的配慮の提供		環境の整備		不当な差別的取扱		合理的配慮の提供		環境の整備		一般行政	教委	一般行政	教委		
	一般行政	教委	一般行政	教委	一般行政	教委	一般行政	教委	一般行政	教委	一般行政	教委	一般行政	教委	一般行政	教委		
津市							1										1	
四日市市				7					1								8	
伊勢市									1								1	
松阪市									1							1	2	
桑名市						1			1								2	
鈴鹿市							1										1	
名張市							3		1								4	
尾鷲市																	0	
亀山市																	0	
鳥羽市																	0	
熊野市																	0	
いなべ市																	0	
志摩市																1	1	
伊賀市			1														1	
木曾岬町																	0	
東員町																	0	
菰野町																	0	
朝日町																	0	
川越町																	0	
多気町																	0	
明和町																	0	
大台町																	0	
玉城町																	0	
度会町																	0	
大紀町																	0	
南伊勢町																	0	
紀北町																	0	
御浜町							1										0	
紀宝町																	0	
計	0	0	1	7	0	1	5	1	5	0	0	0	0	0	0	2	0	22

# 「不当な差別的取扱い」

## 【医療サービス】

### 具体例 1

(1) 障がい者（側）からの申し出 《障がいの種別 精神障がい》

手術のため入院していました。退院後、支援者の同行なしで初めての診察を受けに病院へ行きました。

診察室に入ると、「一人で来たのか」と聞かれて、そうですと答えたら診察室がざわついた。さらに、医師が看護師に対し、知能に関する発言をしたのが聞こえて、傷つきました。

(2) 経過および結果

同病院の関係部署およびワーカーに電話で相談内容を伝えて、今後も相談者一人で受診するので、適切な対応と配慮を求めました。

その後、同じようなことはなかったと相談者本人に確認しました。

【相談を受けた機関：市町障がい福祉担当課】

## 【小売り・飲食・宿泊等サービス】

### 具体例 1

(1) 障がい者（側）からの申し出 《障がいの種別 肢体不自由》

相談者は、コンビニ内にあるポストに封筒を投函したくて訪れた。持ってきた封筒が閉じられていなかったことに気づき、「のりを貼ってほしい」と店員に頼みました。店員は「のりないんです」と答えたため、相談者が「セロハンテープで貼ってほしい」と伝えると、店員はテープを貼って投函してくれた後、相談者にだけ聞こえる声で差別的発言をしました。相談者はコンビニを出た後、お店に電話を入れて、さっきあったことを別の店員に伝えて、「店長にも伝えてください」と言って電話を切ったが、その後店長からの電話はありませんでした。

(2) 経過および結果

相談者がコンビニであったことについて、関係(担当)部署へ情報共有を行いました。担当部署は、後日、企業啓発を行う際に、相談者が訪れたコンビニを訪問し、障がい者の人権に関する話をしながら啓発を行っていく予定です。

【相談を受けた機関：市町教育委員会】

## 具体例 2

### (1) 障がい者（側）からの申し出 《障がいの種別 肢体不自由》

県外の施設に入館する際に、障害者割引のチケットを販売する有人窓口の開始時間が施設の開園時間より遅かった。職員の数が少なく、窓口に並んでいたが、障害者手帳の確認にも時間がかかりました。健常者と同じ時間に入館できるようにチケット販売をしてほしい。また、障がい者に分かるように案内をしてほしい。市と施設所在地の自治体同士で、事業者が改善するようにしてほしい。

### (2) 経過および結果

市から、施設所在地自治体の関係部署を通じて、事業者へ改善を依頼したところ、障害者割引のチケット販売については、時間制限のあった有人窓口とは別の窓口で、すぐに対応できるように改善されております。また、HPでも案内されていました。関係部署から聞き取った事業者側の対応等について、相談者に伝えました。

【相談を受けた機関：市町障がい福祉担当課】

## 具体例 3

### (1) 一般の方からの申し出 《障がいの有無・種別 不明》

一般市民の相談者から、市内ホームセンターにて、陳列商品の陳列誤りを発見し、親切心で近くにいた店員に陳列誤りを伝えたところ、小ばかにしたような口調で「障がい者を雇用しなければならない。そういう子たちだから、こんな仕事しかしないんですよ。だからこんな並べ方になる。」と、障がい者への理解が乏しい発言がありました。その場で、相談者の友人が「そのような考えでよいのか。」といった趣旨の指摘を店員にしましたが、実社会の中で、障がい者への理解が思った以上に進んでいないとの報告がありました。

### (2) 経過および結果

市職員が対象のホームセンターへ出向き、責任者と面談しました。相談内容の説明と障がい者理解の促進を依頼するとともに、従業員への指導と教育の実施およびその報告を依頼しました。

【相談を受けた機関：市町障がい福祉担当課】

## 具体例 4

(1) 障がい者（側）からの申し出 《障がいの種別 知的障がい》

相談者家族が毎日利用しているスーパーに、いつも通り立ち寄ったところ、店員(役職有)に呼び止められ、自分達が来店することで店員たちの雰囲気が悪くなり、迷惑ですと長時間にわたって話されました。その間、障がいのある家族が歩き回って、心が休まらない時間でした。相談者自ら「もう来ません」を言わせるための店側の意図を感じ、そのような発言はせず、変わらずスーパーを利用しているとのことでした。

相談者からは、毎日利用するスーパーであるため、大事にはしないでほしいという要望がありました。

(2) 経過および結果

相談者の「大事にしたくない」という気持ちを踏まえて、事業者に直接指導は実施しませんが、この件について、圏域の差別解消支援協議会で話し合った結果、今年度内、圏域内のスーパー等にポスターやアンケートを送付し、啓発することに決定しました。

【相談を受けた機関：市町障がい福祉担当課】

## 具体例 5

(1) 障がい者（側）からの申し出 《障がいの種別 肢体不自由》

宿泊予定のホテルの予約をネットで取りましたが、ホテル従業員から電話がきて、「車イスでは…」と何度も言われました。何が不都合なのか全くわからず「具体的に何がどうなのか教えてください」と聞いたら、車イスでは部屋の入口が狭い、お風呂は段があり、ユニットバスで…など、一方的に何もかもダメだと決めつけて、車イスだからと宿泊拒否をして、予約をキャンセルされました。とても嫌な思いをしました。明らかに差別と偏見です。

(2) 経過および結果

ホテルに電話して、本件について事情を確認するとともに、相談者の気持ちを伝えたくて、適切な対応と具体的な改善を求めました。

ホテル側から、お客様により快適に過ごしてもらえるように確認の連絡をしましたが、言い方がよくなかったため、相談者に不快な思いをさせたことについて、お詫びのメールを相談者に送りました。

また、ホテル側から聴き取った内容について、県障がい福祉課からも相談者にお伝えさせていただきました。

【相談を受けた機関：県障がい福祉課】

# 「合理的配慮の提供」

## 【教育】

### 具体例 1

(1) 障がい者（側）からの申し出 《障がいの種別 肢体不自由》

導尿等をする必要のある子どもです。就学相談の際、医療的ケアサポーターの配置をしてほしいという申し出がありました。

(2) 経過および結果

導尿については、医療的ケアの対象となりますので、医療的ケアサポーター（学校看護師）を配置しました。

学校にも少しずつ慣れ、安定した学校生活を送れています。母子分離不安があるため、導尿は保護者がすることが多いですが、医療的ケアサポーターが一部できるようになりました。また、週1回指導看護師を巡回させることで、所属の医療的ケアサポーターが不在の時もフォローが可能な体制をとり、保護者負担の軽減も継続して図っています。

【相談を受けた機関：市町教育委員会】

## 【小売り・飲食・宿泊等サービス】

### 具体例 1

(1) 障がい者（側）からの申し出 《障がいの種別 肢体不自由》

内閣府つなぐ窓口を通しての相談です。

コンサートに行った際、車椅子スペースを確保していただきましたが、確保されたスペースが後ろすぎて見えなかったことは、障害者差別解消法における合理的配慮の不提供に該当しないか検討してほしいと申し出がありました。

(2) 経過および結果

相談内容について、部署内で情報共有をしたうえ、「合理的配慮の提供」について相談者へ次のおり説明を行いました。

設置場所(車椅子スペース)が後方のため前が見えづらいなどにつきましては、合理的配慮の不提供までには該当しないため、お困りごとがあれば、まずは事業者にご相談いただきますよう提案しました。

【相談を受けた機関：市町障がい福祉担当課】

## 【公共的機関】

### 具体例 1

(1) 障がい者（側）からの申し出 《障がいの種別 視覚障がい》

公共施設の展示ホールからトイレへの動線上の壁面付近に、幟旗(のぼりはた)が設置されています。視覚障がい者が壁面伝いに白杖を使用して通行するとき、支障が出ています。

(2) 経過および結果

市から施設管理者へ現地状況の確認をして、設置団体の責任者に、合理的配慮について説明を行いました。幟旗を通行支障のない位置へ移設したことにより、通行の支障は解消されました。

【相談を受けた機関：市町障がい福祉担当課】

### 具体例 2

(1) 障がい者（側）からの申し出 《障がいの種別 肢体不自由》

相談者は身体障がい者の認定を受けています。運転免許の更新のため、警察署へ行った際、視力検査用の椅子に座ろうとしたら、職員から「そこはじゃまです」と言われました。他の椅子を案内するなどせず立ち去りました。その後、別の職員から何の説明もなく「片足で立ってください」と言われましたが、私生活では一時的に車椅子に乗っていることから、「車椅子に乗っている。片足で立つことはできない」旨を伝えました。すると、また別の職員に「ここでは手続きができないので運転免許センターに行ってください。誰かと一緒に行くか電車で行ってください。」と言われました。事務的な対応をされたことと、警察署で免許更新ができない事情を詳しく聞いてほしい。

(2) 経過および結果

職員が相談者に、配慮や適切な案内を怠ったこと、運転免許センターで検査を受ける必要性についての説明不足など、不適切な対応でした。対応した業務委託団体の職員に対して、親切な対応と丁寧な説明をするように指導しました。

また、免許センターへ行く必要性については、相談者の足が不自由なため、適性検査を受ける必要があると思われます。万が一更新できない可能性があるため、一人で運転して免許センターへ行くのはやめてほしい。電車で行くのが好ましい」旨を伝えました。その後、相談者は車椅子に乗って、運転免許センターへ行き、無事更新手続きを終えました。

【相談を受けた機関：警察本部】



現在位置：[トップページ](#) > [健康・福祉・子ども](#) > [福祉](#) > [障がい者](#) > [障がい者の権利擁護](#) > [障がい者差別に関する相談に対応している相談窓口一覧](#)  
担当所属：[県庁の組織一覧](#) > [子ども・福祉部](#) > [障がい福祉課](#) > [社会参加班](#)

ポスト [LINEで送る](#)

## 障がい者

令和元年11月25日

[障がい福祉に関する施策](#)

[障がい者の権利擁護](#)

[障がい者の意思疎通支援](#)

[障がい者スポーツ・文化芸術](#)

[障害福祉サービス等](#)

[就労支援](#)

[精神保健](#)

[研修](#)

[地域支援](#)

[身体障害者補助犬](#)

[その他](#)

## 障がい者差別に関する相談に対応している相談窓口一覧

### 県関係

[三重県子ども・福祉部障がい福祉課](#) [三重県人権センター](#)  
[三重県教育委員会の学校教育分野における障がい者差別解消相談窓口](#) [警察安全相談](#)

### 国関係

[全国共通人権相談ダイヤル（みんなの人権110番）](#) [ハローワーク](#)

### 市町関係

[市町の相談窓口](#)

### 相談機関関係

[障がい者総合相談支援センター そういん](#) [障がい者総合相談支援センター そういん いなべ・東員分室](#)  
[障害者総合相談支援センター くわな](#) [津地域障がい者就業・生活支援センター 「ふらっと」](#)  
[松阪・多気地域障がい者就業・生活支援センター みらーち](#)  
[伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター ジョブサポートハオ](#) [障がい者就業・生活支援センター 結](#)  
[紀南地域小規模障がい者就業・生活支援センター Colors](#)

### 障がい者団体関係

[公益社団法人三重県障害者団体連合会事務局](#) [一般財団法人三重県知的障害者育成会](#)  
[三重県精神保健福祉会の家族による家族相談](#) [三重県視覚障害者支援センター生活相談](#)  
[三重県聴覚障害者支援センター 相談窓口](#) [三重県難病相談支援センター](#)

### その他の団体関係

[三重弁護士会法律相談センター](#) [三重県福祉サービス運営適正化委員会](#)  
[日本労働組合総連合会三重県連合会](#) [ブルーム](#) [特定非営利活動法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンター](#)

注) 相談窓口一覧には、障害者差別解消法に基づく相談窓口だけでなく、障がい者差別に関する相談にも対応している相談窓口を含めています。

### 県関係

### 三重県子ども・福祉部障がい福祉課

名称	三重県子ども・福祉部障がい福祉課
所在地	津市広明町13
設置運営主体	三重県
電話	059-224-2274
F A X	059-228-2085
メール	shoho@pref.mie.lg.jp
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで（祝日、12月29日から1月3日までを除く）8：30から17：15まで
相談の範囲・種別	障がいを理由とする差別に関する相談。
障がいを理由とする差別に関する相談への対応	障がいを理由とする差別の解消に関する知識や経験をもつ「相談員」を設置しています。
その他	三重県障がい者差別解消支援協議会の事務局を担っています。

### 三重県人権センター

名称	三重県人権センター
所在地	津市一身田大古曾693-1
設置運営主体	三重県
電話	059-233-5500（相談専用電話）
F A X	059-233-5511
メール	
相談日・相談時間	①相談員による電話相談 月曜日から金曜日まで（祝日、12月29日から1月3日までを除く） 9：00から17：00まで ②相談員による面接相談 月曜日から金曜日まで（祝日、12月29日から1月3日までを除く） 9：00から17：00まで ③法律相談（予約制） 毎月第3水曜日 13：00から16：00まで
相談の範囲・種別	人権問題でお悩みの方に、助言や専門機関の紹介などを行い、相談者の自主的な解決を支援します。面接及び電話相談を行うとともに、弁護士による法律相談（予約制）を実施しています。
障がいを理由とする差別に関する相談への対応	相談者の訴えを傾聴し「障がいを理由とする差別」と思われる案件は、専門相談機関へ繋がります。
その他	相談は無料。法律相談は予約が必要です。

### 三重県教育委員会の学校教育分野における障がい者差別解消相談窓口

名称	三重県教育委員会の学校教育分野における障がい者差別解消相談窓口
所在地	津市広明町13
設置運営主体	三重県教育委員会
電話	059-224-2745
F A X	059-224-3023
メール	jinkyoui@pref.mie.lg.jp
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで（祝日、12月29日から1月3日までを除く）8：30から17：15まで
相談の範囲・種別	学校教育分野における職員による障がいを理由とする差別に関する相談。
障がいを理由とする差別に関する相談への対応	
その他	相談には、電話、ファックス、電子メールのほか、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる手段を、可能な範囲で用意して対応します。

## 警察安全相談

名称	警察安全相談
所在地	津市栄町1丁目100番地
設置運営主体	三重県警察本部
電話	#9110 又は059-224-9110
F A X	059-222-0110 (内線2919)
メール	soudanshitsu@police.pref.mie.jp
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで(祝日、12月29日から1月3日までを除く) 9:00から17:00まで
相談の範囲・種別	緊急の事件や事故以外・生活の安全等に関する幅広い相談や要望
障がいや理由とする差別に関する相談への対応	上記の相談の範囲に含まれています。
その他	相談は無料。事前予約不要。相談窓口は、県内各警察署警務課にも設置しています。

## 国関係

### 全国共通人権相談ダイヤル(みんなの人権110番)

名称	全国共通人権相談ダイヤル(みんなの人権110番)
所在地	全国の法務局・地方法務局及びその支局
設置運営主体	法務省人権擁護局
電話	0570-003-110
F A X	
メール	「インターネット人権相談」制度あり。法務省人権擁護局ホームページから相談可能。
相談日・相談時間	電話相談の受付時間:月曜日から金曜日まで(祝日、12月29日から1月3日までを除く) 8:30から17:15まで
相談の範囲・種別	虐待やいやがらせ、差別等さまざまな人権問題に関する電話での相談を受け付けています。
障がいや理由とする差別に関する相談への対応	対応しています。
その他	法務局及びその支局では、窓口において面接による相談も実施しています。

## ハローワーク

名称	①ハローワーク桑名 ②ハローワーク四日市 ③ハローワーク鈴鹿 ④ハローワーク津 ⑤ハローワーク松阪 ⑥ハローワーク伊勢 ⑦ハローワーク伊賀 ⑧ハローワーク尾鷲 ⑨ハローワーク熊野
所在地	①桑名市桑栄町1-2 サンファアーレ北館1階 ②四日市市本町3-95 ③鈴鹿市神戸9-13-3 ④津市島崎町327-1 ⑤松阪市高町493-6 松阪合同庁舎 ⑥伊勢市岡本1-1-17 ⑦伊賀市四十九町3074-2 ⑧尾鷲市林町2-35 ⑨熊野市井戸町赤坂739-3
設置運営主体	厚生労働省

電話	①0594-22-5141 ②059-353-5566 ③059-382-8609 ④059-228-9161 ⑤0598-51-0860 ⑥0596-27-8609 ⑦0595-21-3221 ⑧0597-22-0327 ⑨0597-89-5351
F A X	①0594-23-2604 ②059-354-1921 ③059-383-5594 ④059-223-2395 ⑤0598-50-4186 ⑥0596-27-1384 ⑦0595-24-2989 ⑧0597-23-2664 ⑨0597-89-5369
メール	
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで（祝日、12月29日から1月3日までを除く） 8：30から17：15まで
相談の範囲・種別	障がいに基づく差別のうち就労に関する部分。
障がいを理由とする差別に関する相談への対応	就労に関する部分について、相談及び差別の申出の受理。
その他	

#### 市町相談窓口

市町名	設置機関名称	所在地	電話番号	F A X 番号	メールアドレス
津市	障がい福祉課	西丸之内23-1	059-229-3157	059-229-3334	<a href="mailto:229-3157@city.tsu.lg.jp">229-3157@city.tsu.lg.jp</a>
	津市基幹障がい者相談支援センター	大門7-15	059-272-4577	059-253-1646	<a href="mailto:tsu-kikan@athena.ocn.ne.jp">tsu-kikan@athena.ocn.ne.jp</a>
四日市市	障害福祉課	諏訪町1-5	059-354-8171	059-354-3016	<a href="mailto:syougai-fukushi@city.yokkaichi.mie.jp">syougai-fukushi@city.yokkaichi.mie.jp</a>
伊勢市	高齢・障がい福祉課	岩渕1-7-29	0596-21-5558	0596-20-8555	<a href="mailto:syougai@city.ise.lg.jp">syougai@city.ise.lg.jp</a>
松阪市	職員課	殿町1340-1	0598-53-4331	0598-26-4030	<a href="mailto:syo.div@city.matsusaka.mie.jp">syo.div@city.matsusaka.mie.jp</a>
	障がい福祉課	殿町1340-1	0598-53-4082	0598-26-9113	<a href="mailto:shogai.div@city.matsusaka.mie.jp">shogai.div@city.matsusaka.mie.jp</a>
桑名市	障害福祉課	中央町2-37	0594-24-1171	0594-24-5812	<a href="mailto:jfukusim@city.kuwana.lg.jp">jfukusim@city.kuwana.lg.jp</a>
鈴鹿市	障がい福祉課	神戸1-18-18	059-382-7626	059-382-7607	<a href="mailto:shogaifukushi@city.suzuka.lg.jp">shogaifukushi@city.suzuka.lg.jp</a>
名張市	障害福祉室	鴻之台1-1	0595-63-7591	0595-63-4629	<a href="mailto:shogai@city.nabari.lg.jp">shogai@city.nabari.lg.jp</a>
尾鷲市	福祉保健課	中央町10-43	0597-23-8203	0597-23-8204	<a href="mailto:jritu@city.owase.lg.jp">jritu@city.owase.lg.jp</a>
亀山市	総務課人事給与グループ	本丸町577	0595-84-5031	0595-82-9955	<a href="mailto:jinji@city.kameyama.mie.jp">jinji@city.kameyama.mie.jp</a>
	地域福祉課障がい者支援グループ	羽若町545	0595-84-3313	0595-82-8180	<a href="mailto:shogaishashien@city.kameyama.mie.jp">shogaishashien@city.kameyama.mie.jp</a>
鳥羽市	健康福祉課保健福祉センターひだまり	大明東町2-5	0599-25-1183	0599-25-1154	<a href="mailto:syougai-fukushi@city.toba.lg.jp">syougai-fukushi@city.toba.lg.jp</a>

市町名	設置機関名称	所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス
熊野市	福祉事務所	井戸町 796	0597-89-4111	0597-89-3304	<a href="mailto:hukushi@city.kumano.lg.jp">hukushi@city.kumano.lg.jp</a>
いなべ市	障がい福祉課	北勢町 阿下喜 31	0594-86-7816	0594-86-7865	<a href="mailto:s-fukushi@city.inabe.mie.jp">s-fukushi@city.inabe.mie.jp</a>
	学校教育課	北勢町 阿下喜 31	0594-86-7844	0594-86-7871	<a href="mailto:gakko@city.inabe.mie.jp">gakko@city.inabe.mie.jp</a>
志摩市	地域福祉課	鵜方 3098- 22	0599-44-0283	0599-44-5260	<a href="mailto:chiikifukushi@city.shima.lg.jp">chiikifukushi@city.shima.lg.jp</a>
	志摩市障がい 者相談支援セ ンターこだま	鵜方 3098-1 サンラ イフあ ご2F	0599-44-3880	0599-44-3885	<a href="mailto:shimasodan@pearl.ocn.ne.jp">shimasodan@pearl.ocn.ne.jp</a>
	学校教育課	鵜方 3098- 22	0599-44-0336	0599-44-5263	<a href="mailto:ky-gakushido@city.shima.lg.jp">ky-gakushido@city.shima.lg.jp</a>
伊賀市	障がい福祉課	四十九 町3184	0595-22-9657	0595-22-9662	<a href="mailto:shougai@city.iga.lg.jp">shougai@city.iga.lg.jp</a>
	伊賀市障がい 者相談支援セ ンター	四十九 町3184	0595-26-7725	0595-24-7511	<a href="mailto:iga-syougai1@ict.jp">iga-syougai1@ict.jp</a>
	学校教育課	四十九 町3184	0595-22-9649	0595-22-9667	<a href="mailto:gakkou@city.iga.lg.jp">gakkou@city.iga.lg.jp</a>
木曽岬町	福祉健康課	大字西 対海地 251	0567-68-6104	0567-66-4841	<a href="mailto:fukushi@town.kisosaki.lg.jp">fukushi@town.kisosaki.lg.jp</a>
東員町	地域福祉課	大字山 田1600	0594-86-2804	0594-86-2851	<a href="mailto:fukusi@town.toin.lg.jp">fukusi@town.toin.lg.jp</a>
菰野町	健康福祉課	大字潤 田1250	059-391-1123	059-394-3423	<a href="mailto:fukusi@town.komono.mie.jp">fukusi@town.komono.mie.jp</a>
朝日町	保険福祉課	大字小 向893	059-377-5659	059-377-2790	<a href="mailto:hoken@town.asahi.mie.jp">hoken@town.asahi.mie.jp</a>
川越町	福祉課	大字豊 田一色 280	059-366-7116	059-365-5380	<a href="mailto:k-fukushi@town.kawagoe.mie.jp">k-fukushi@town.kawagoe.mie.jp</a>
多気町	健康福祉課	相可 1600	0598-38-1114	0598-38-1140	<a href="mailto:fukushi@town.mie-taki.lg.jp">fukushi@town.mie-taki.lg.jp</a>
明和町	福祉総合支援 課	大字馬 之上 945	0596-52-7115	0596-52-7137	<a href="mailto:fukusi@town.mie-meewa.lg.jp">fukusi@town.mie-meewa.lg.jp</a>
	人権センター	大字佐 田458- 2	0596-55-3052	0596-55-3052	<a href="mailto:jinken@town.mie-meewa.lg.jp">jinken@town.mie-meewa.lg.jp</a>
大台町	福祉課	佐原 750	0598-82-3783	0598-82-1775	<a href="mailto:hukushi@town.odai.lg.jp">hukushi@town.odai.lg.jp</a>
玉城町	保健福祉課	勝田 4876-1	0596-58-7373	0596-58-8688	<a href="mailto:seifuku-t@town.tamaki.lg.jp">seifuku-t@town.tamaki.lg.jp</a>
度会町	保健こども課	棚橋 1215-1	0596-62-2413	0596-62-1138	<a href="mailto:kodomo@town.watarai.lg.jp">kodomo@town.watarai.lg.jp</a>
大紀町	健康福祉課	滝原 1610-1	0598-86-2216	0598-86-3276	<a href="mailto:kek@town.mie-taiki.lg.jp">kek@town.mie-taiki.lg.jp</a>
南伊勢町	子育て・福祉 課	五ヶ所 浦3057	0599-66-1114	0599-66-1113	<a href="mailto:hukushi@town.minamiise.lg.jp">hukushi@town.minamiise.lg.jp</a>

市町名	設置機関名称	所在地	電話番号	F A X 番号	メールアドレス
紀北町	福祉保健課	東長島 769-1	0597-46-3122	0597-47-5903	fukushi@town.mie-kihoku.lg.jp
御浜町	総務課	阿田和 6120-1	05979-3-0505	05979-2-3502	m-soumu@town.mie-mihama.lg.jp
	健康福祉課	阿田和 6120-1	05979-3-0515	05979-3-0121	m-kenkou@town.mie-mihama.lg.jp
紀宝町	総務課	鶴殿 324	0735-33-0333	0735-32-3061	soumu@town.kiho.lg.jp
	福祉課	鶴殿 324	0735-33-0339	0735-32-3061	hukushi@town.kiho.lg.jp

## 相談関係機関

### 障がい者総合相談支援センター そういん

名称	障がい者総合相談支援センター そういん
所在地	桑名市寿町3丁目11番地 太平洋桑名ビル2F
設置運営主体	医療法人北勢会
電話	0594-27-7188
F A X	0594-24-6777
メール	souin@rhythm.ocn.ne.jp
相談日・相談時間	毎日(12月30日から1月3日を除く)8:30から17:00まで ※営業時間外は、緊急相談のみの受付となります。
相談の範囲・種別	身体・知的・精神の3障害の総合相談窓口。
障がいを理由とする差別に関する相談への対応	相談に対して各種関係機関と連携を図りながら対応します。
その他	相談は無料。まず、電話にて相談してください。

### 障がい者総合相談支援センター そういん いなべ・東員分室

名称	障がい者総合相談支援センター そういん いなべ・東員分室
所在地	いなべ市員弁町笠田新田111番地 (員弁庁舎内)
設置運営主体	医療法人北勢会
電話	0594-49-5315
F A X	0594-49-5316
メール	souin@rhythm.ocn.ne.jp
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで(祝日、12月29日から1月3日までを除く)9:00から17:00まで
相談の範囲・種別	身体・知的・精神の3障害の総合相談窓口。
障がいを理由とする差別に関する相談への対応	相談に対して各種関係機関と連携を図りながら対応します。
その他	相談は無料。まず、電話にて相談してください。

### 障害者総合相談支援センター くわな

名称	障害者総合相談支援センター くわな
所在地	桑名市寿町3丁目11番地 太平洋桑名ビル2F
設置運営主体	医療法人北勢会(※センターの設置主体は桑名市)
電話	0594-87-7490
F A X	0594-87-7491

メール	kuwana@hokusei-hospital.jp
相談日・相談時間	毎日（12月30日から1月3日を除く）8：30から17：00まで ※営業時間外は、緊急相談のみの受付となります。
相談の範囲・種別	身体・知的・精神の3障害の総合相談窓口。
障がい理由とする差別に関する相談への対応	相談に対して各種関係機関と連携を図りながら対応します。
その他	相談は無料。まず、電話にて相談してください。

#### 津地域障がい者就業・生活支援センター「ふらっと」

名称	津地域障がい者就業・生活支援センター「ふらっと」
所在地	津市大門7-15 津センターパレス3階
設置運営主体	社会福祉法人聖マッセヤ会
電話	059-229-1380
F A X	059-229-1382
メール	flat1380@matthias.jp
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで（祝日、12月29日から1月3日までを除く）9：00から17：00まで
相談の範囲・種別	就労に関する相談、就労に伴う生活相談等。
障がい理由とする差別に関する相談への対応	就労に関する相談や就労に伴う生活相談の過程で、差別に関する相談がなされた場合には、関係機関と連携し対応します。また、必要に応じて専門機関に繋がります。
その他	

#### 松阪・多気地域障がい者就業・生活支援センター みらーち

名称	松阪・多気地域障がい者就業・生活支援センター みらーち
所在地	三重県松阪市京町508-1 101ビル 4階
設置運営主体	社会福祉法人聖マッセヤ会
電話	0598-20-8680
F A X	0598-20-8681
メール	mira-ch@matthias.jp
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで（祝日、12月29日から1月3日までを除く）9：00から17：00まで
相談の範囲・種別	就労に関する相談、就労に伴う生活相談等
障がい理由とする差別に関する相談への対応	就労に関する相談や就労に伴う生活相談の過程で、差別に関する相談がなされた場合には、関係機関と連携し対応します。また、必要に応じて専門機関に繋がります。
その他	

#### 伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター ジョブサポートハオ

名称	伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター ジョブサポートハオ
所在地	名張市西原町2625番地
設置運営主体	社会福祉法人名張育成会
電話	0595-65-7710
F A X	0595-65-7710
メール	hao@n-ikuseien.jp
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで（祝日、12月29日から1月3日までを除く）8：30から17：15まで
相談の範囲・種別	障がいのある方の就業及び生活に係る相談支援。
障がい理由とする差別に関する	相談に対して各関係機関と連携を図りながら対応します。

相談への対応	
その他	相談は無料。まず、電話にて相談してください。

### 障がい者就業・生活支援センター 結

名称	障がい者就業・生活支援センター 結
所在地	尾鷲市栄町5番5号
設置運営主体	社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会
電話	0597-37-4011
F A X	0597-22-3402
メール	yui.oshigoto-shien@owasewel.com
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで（祝日、12月29日から1月3日までを除く） 8：30から17：15まで
相談の範囲・種別	障がいのある方（身体、知的、精神、発達、難病等）で一般就労を希望する方や既に一般就労されている方が対象。また、そのご家族や支援者、雇用されている事業所、今後雇用を考えている事業所等からの相談にも応じます。
障がいを理由とする差別に関する相談への対応	上記相談の過程で差別に関する相談がなされた場合には、各種関係機関と連携を図りながら対応していきます。
その他	相談は無料。まずはお電話下さい。訪問・来所による相談の場合は要予約。

### 紀南地域障がい者就業・生活支援センター Colors

名称	紀南地域障がい者就業・生活支援センター Colors
所在地	三重県熊野市井戸町615-13
設置運営主体	社会福祉法人熊野市社会福祉協議会
電話	0597-89-0010
F A X	0597-85-4500
メール	colors@k-shakyo.com
相談日・相談時間	月曜日から土曜日まで（祝日、12月29日から1月3日までを除く） 8：30から17：15まで
相談の範囲・種別	身体、知的、精神の3障害の就労、生活に関する相談。
障がいを理由とする差別に関する相談への対応	上記相談の過程で差別に関する相談がなされた場合には、各種関係機関と連携を図りながら対応していきます。
その他	相談は無料。電話相談営業時間内であればいつでも対応。 来所、面接は事前に連絡いただいた方がスムーズに相談いただけます。

### 障がい者団体関係

#### 公益社団法人三重県障害者団体連合会事務局

名称	公益社団法人三重県障害者団体連合会事務局
所在地	津市一身田大古曾670-2
設置運営主体	公益社団法人三重県障害者団体連合会
電話	059-232-6803
F A X	059-231-7182
メール	suishin.c@mie-kensinren.or.jp
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで（祝日、12月29日から1月3日までを除く） 9：00から17：00まで
相談の範囲・種別	障がい者に関すること一般。
障がいを理由とする差別に関する相談への対応	専門的な事案への対応は困難ですが、初期対応は行います。

その他	相談は無料。
-----	--------

### 一般財団法人三重県知的障害者育成会

名称	一般財団法人三重県知的障害者育成会
所在地	津市阿漕町津興205番地2
設置運営主体	一般財団法人三重県知的障害者育成会
電話	059-225-3930
F A X	059-225-3935
メール	qyanokai@eos.ocn.ne.jp
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで（祝日、お盆、12月29日から1月3日までを除く） 9：00から16：00まで
相談の範囲・種別	知的障がい者の生活・就労・権利擁護・教育などに関する困りごとや、知的障がい者の家族の困りごとに関する相談
障がいを理由とする差別に関する相談への対応	上記の相談の範囲に含まれています。
その他	三重県知的障害者育成会で対応することが困難な相談の場合には、専門機関等を紹介します。

### 三重県精神保健福祉会の家族による家族相談

名称	三重県精神保健福祉会の家族による家族相談
所在地	津市桜橋3丁目446-34 三重県こころの健康センター内
設置運営主体	特定非営利活動法人三重県精神保健福祉会
電話	059-271-5808
F A X	059-271-5808
メール	sankaren@mint.or.jp
相談日・相談時間	毎週火曜日・木曜日（祝日を除く） 10：00から16：00まで
相談の範囲・種別	精神障がい者を抱える家族の相談。
障がいを理由とする差別に関する相談への対応	病院または家族会につながっていない方が、思案の末に相談されるケースが多く、経験ある相談員が相談に対応しています。また、専門機関の紹介もしています。
その他	相談は無料。

### 三重県視覚障害者支援センター生活相談

名称	三重県視覚障害者支援センター生活相談
所在地	津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館内
設置運営主体	社会福祉法人三重県視覚障害者協会（※センターの設置主体は三重県）
電話	059-228-3463
F A X	059-228-8425
メール	center@mieten.jp
相談日・相談時間	・月曜日から金曜日まで（祝日、12月29日から1月3日までを除く） 9：00から17：00まで ・事前予約制の相談：毎月第1水曜日9:00から12:20まで、
相談の範囲・種別	視覚に障がいのある方の地域生活の支援に関する業務として、生活相談を実施しています。視覚障がい者の生活等に必要相談に応じるとともに、個別的又は集団的に必要な助言又は指導を、電話又は面談にて行っています。
障がいを理由とする差別に関する相談への対応	生活相談対応時に、障がいを理由に差別に関する相談が付随的であった場合には、相談室で引き続き話を聞くとともに、適切な関係機関等の紹介等を行います。

その他	相談は無料。
-----	--------

### 三重県聴覚障害者支援センター 相談窓口

名称	三重県聴覚障害者支援センター 相談窓口
所在地	津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館内
設置運営主体	一般社団法人三重県聴覚障害者協会（※センターの設置主体は三重県）
電話	059-223-3302
F A X	059-223-3301
メール	deaf.mie-center@vivid.ocn.ne.jp
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで（祝日、12月29日から1月3日までを除く） 8：30から17：00まで
相談の範囲・種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聞こえの相談や聞こえない人への配慮方法</li> <li>・日常生活上の相談（生活、コミュニケーション、メンタル面等）</li> <li>・地域相談支援センター等と連携した相談支援</li> <li>・聞こえないことを理由とした差別相談</li> </ul>
障がい理由とする差別に関する相談への対応	<p>対応しています。</p> <p>企業からは、聞こえない人（利用者または社員等）への合理的配慮の方法について相談があれば、その人の聞こえやコミュニケーション方法を確認し、対応方法や支援機器の紹介を行っています。障がい当事者からの相談には、面談や、必要に応じて関係者へつないだり、訪問して支援を行っています。なお、相談窓口のアドレスへのメールは相談者の個人情報や守秘義務を守るため、相談担当者しか見ることができないようにしています。</p>
その他	<p>対面での相談の場合は事前予約が必要です。</p> <p>障がい当事者だけではなく、地域や企業、福祉施設などからの相談も受け付けているので、ぜひどんなことでも相談してほしいと考えています。</p>

### 三重県難病相談支援センター

名称	三重県難病相談支援センター
所在地	津市桜橋3丁目446-34
設置運営主体	特定非営利活動法人三重難病連（※センターの設置主体は三重県）
電話	059-223-5035 059-223-5063
F A X	059-223-5064
メール	mie-nanbyo@comet.ocn.ne.jp
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで（祝日、12月29日から1月3日までを除く） 10：00から16：00まで
相談の範囲・種別	難病全般。
障がい理由とする差別に関する相談への対応	
その他	相談は無料。来所での相談は、事前に電話で連絡してくださいませようご協力ください。

### その他の団体関係

#### 三重弁護士会法律相談センター

名称	三重弁護士会法律相談センター
所在地	①津市丸之内養正町1-1 ②四日市市三栄町2-11 三栄ビル2階
設置運営主体	三重弁護士会
電話	①059-222-5957 または 059-228-2232 ②059-352-1756（法テラス三重 050-3383-5470）
F A X	
メール	

相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで（祝日、12月28日から1月4日までを除く） 13：00から16：00まで（一人30分）
相談の範囲・種別	法的トラブルであればどの分野でも相談可能です。
障がいや理由とする差別に関する相談への対応	対応しています。
その他	電話での予約が必要です（予約制）。一人30分5,000円の有料相談です。

### 三重県福祉サービス運営適正化委員会

名称	三重県福祉サービス運営適正化委員会
所在地	津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館内
設置運営主体	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会
電話	059-224-8111
F A X	059-213-1222
メール	ansin@miewel.or.jp
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで（祝日、12月29日から1月3日までを除く） 9：00から17：00まで
相談の範囲・種別	社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業において提供される福祉サービスの利用に関する苦情に対応しています。
障がいや理由とする差別に関する相談への対応	差別に関する内容を含む苦情相談も受け付け、解決に向けて申出者への助言や事業所への申入れ等を行います。
その他	相談は無料。

### 日本労働組合総連合会三重県連合会

名称	日本労働組合総連合会三重県連合会
所在地	津市栄町1-891 三重県勤労者福祉会館内
設置運営主体	日本労働組合総連合会三重県連合会
電話	「連合なんでも労働相談ホットライン」0120-154-052（相談無料）
F A X	059-223-3633
メール	info@mie.jtuc-rengo.jp
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで（祝日、12月29日から1月4日までを除く） 10：00から17：00まで
相談の範囲・種別	「なんでも相談ダイヤル」は、県内で働く未組織労働者や非正規労働者の身近な拠り所として開設しています。
障がいや理由とする差別に関する相談への対応	働く者の立場から、雇用・就労に係る差別に関する相談全般に対応しています。障がいや理由とする差別に関する相談にも対応しています。
その他	相談は無料。

### ブルーム

名称	ブルーム
所在地	四日市市別名3丁目2-12
設置運営主体	社会福祉法人四日市福祉会
電話	059-329-5657
F A X	059-329-5658
メール	bloom@blooming.or.jp
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで（祝日、12月29日から1月3日までを除く） 8：00から18：00まで

相談の範囲・種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に知的障害児者およびその家族が対象</li> <li>・福祉サービスを利用するための情報提供、相談</li> <li>・社会資源を活用するための支援</li> <li>・社会生活力を高めるための支援</li> <li>・専門機関の紹介 等</li> </ul>
障がい理由とする差別に関する相談への対応	特段、差別に関する相談を行っているわけではないが、学校や福祉サービス利用時などにおいて対応等の調整をすることがあります。
その他	相談は無料。電話での相談は相談時間内であれば随時対応。来所の場合は予約が必要。

### 特定非営利活動法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンター

名称	特定非営利活動法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンター
所在地	鳥羽市鳥羽一丁目2383-13 鳥羽1番街1F
設置運営主体	特定非営利活動法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンター
電話	0599-21-0550
F A X	0599-21-0585
メール	iseshima@barifuri.com
相談日・相談時間	開設時間は9:00時から17:30まで（季節により変更あり）。 定休日は木曜日（繁忙期は無休）。
相談の範囲・種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国からのバリアフリー旅行に対する相談窓口開設。</li> <li>・バリアフリー改修についてのアドバイス。</li> <li>・県内外の観光事業所、行政からも、様々な相談あり。</li> <li>・障害者の観光客が観光施設や宿泊施設、飲食店から受けた差別（拒否事例など）の相談とそれらの対応。</li> </ul>
障がい理由とする差別に関する相談への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい当事者やその家族などからの相談に対応、聞き取りの実施。</li> <li>・三重県内の観光事業者からの相談、対処法についてのアドバイス、従業員講習などを実施。</li> <li>・行政などからの相談への対応。</li> </ul> <p>※特長：バリアフリー旅行相談業務により蓄積された情報や経験から、現実に即した具体的なアドバイスが可能。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メールや電話などで無料相談受付は、営業時間内ならいつでも対応可能。</li> <li>・面談によるご相談は要予約。また、事業所や行政からの相談は有料の場合あり。</li> <li>・障害者差別解消法についての講演や講習の講師の派遣（有償）の実施。</li> </ul>

## 本ページに関する問い合わせ先

### 三重県 子ども・福祉部 障がい福祉課 社会参加班

〒514-8570 津市広明町13番地（本庁2階）

電話番号：059-224-2274 ファクス番号：059-228-2085 メールアドレス：[shoho@pref.mie.lg.jp](mailto:shoho@pref.mie.lg.jp)

### より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

- |                          |                                |                           |                                |
|--------------------------|--------------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| お求めの情報は充分掲載されていませんか？     | <input type="radio"/> 充分だった    | <input type="radio"/> ふつう | <input type="radio"/> 足りなかった   |
| このページの内容や表現は分かりやすかったですか？ | <input type="radio"/> 分かりやすかった | <input type="radio"/> ふつう | <input type="radio"/> 分かりにくかった |
| この情報はすぐに見つけられましたか？       | <input type="radio"/> すぐに見つかった | <input type="radio"/> ふつう | <input type="radio"/> 時間がかかった  |

送信する